

『市立病院』再開方針を決定

11月25日『銚子市病院事業あり方検討委員会』から検討結果が報告されました。

〔発行・編集〕銚子市地域医療体制整備推進本部事務局(行政改革推進室内) 電話(24)8794 平成20年11月28日

1 地域医療における役割及び他の医療機関との機能分担

新しい銚子市病院事業は、

急性期の病院 として**二次救急**を行い、旭中央病院の**後方支援**を担う(発症後まもない、または病状が不安定な患者など一般の入院患者を収容し、一定期間の集中的な医療を提供する病院)

救急体制は、

地域連携(市内、市外、県外)を図ることが重要



2 診療科及び病床数

最低限必要な基本診療科は、

内科、外科、整形外科、小児科 の4科

【他の診療科については新しい病院を運営する事業者が決定】

(小児科の入院については医師の確保が前提、夜間外来は医師会の協力体制の継続を希望)

精神科医療については、

『**銚子精神科診療所**』の継続を希望

(精神病床の確保については、千葉県が全県をあげて取り組む必要がある。
ただし、新病院事業者が精神科医療に取り組むことは歓迎)



病床数は、

100床から150床程度が目安(上限223床)

3 経営形態

指定管理者制度を導入(公設民営)

(財産の管理は市で、経営は民間で行う)

4 その他

地域連携を進める組織として、

『**銚子市新医療提供体制検討委員会(仮称)**』の

設置を提案(構成員:新病院事業者、市内・市外・県外医療機関代表者、市医師会など)



お知らせ

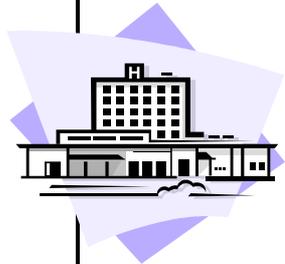
銚子市は、このあり方検討委員会の報告を受け、今後、市議会と相談しながら、新しい病院を運営する事業者の公募などを実施する予定です。

再開のスケジュール

病院事業を指定管理者制度で再開するためには、

**新たな条例の制定
選定委員会の設置
事業者の募集**

が必要です。(平成20年12月中に行う予定)



新たな条例の制定

・指定管理者制度（公設民営）を導入するためには、新たな条例の制定が必要となります。
(12月議会に提案予定)



選定委員会の設置

・新しい病院を運営する事業者を選定するため、選定委員会の設置が必要となります。

役割

- (1) 募集要項の決定（事業者を募集する上での条件を決めます）
- (2) 事業者の選定（応募のあった事業者の選定を行います）

事業者の募集(公募を予定)

・新しい病院を運営する事業者を全国から広く公募します。

事業者の決定

早期に病院事業を再開するため、市民の皆様の温かいご支援・ご協力をお願いします。

平成21年4月以降 病院事業の再開を目指します